

専用水道に係る留意事項について

盛岡市保健所 生活衛生課

令和6年11月改訂

目次

留意事項

法令編	-----	1
罰 則	-----	1 1
通知編	-----	1 2

資料集

(参考) 法第 20 条第 3 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

(参考) 水質検査チェックシート

専用水道とは

■ 101人以上の人の居住に必要な水を供給する水道施設

■ 1日20tを超える給水能力を持つ水道施設

のいずれかに該当する施設は専用水道となります（水道法(以下「法」という。)第3条第6項、水道法施行令（以下「令」という。）第1条第2項、水道法施行規則（以下「規則」という。）第1条）。

他の水道からの受水のみを水源とする場合でも

■ 有効容量100tを超える貯水槽

■ 口径25mm以上で全長1500Mを超える導管

が地上又は地中に設置されているもの

は専用水道となります。専用水道は井戸など自己水源を利用するのが一般的ですが、市町村水道など、他の水道からの受水のみを水源とする場合でも、地表又は地中で汚染を受ける可能性がある場合は専用水道となります（法第3条第6項但し書き、施行令第1条第1項）。

専用水道に該当する場合は、以下に説明する様々なことがらに注意して管理しなければなりません。

専用水道施設の工事をする場合は**あらかじめ**
保健所長の確認を受けなければなりません

専用水道施設を新たに設置したり、増設・改造工事をする場合には、事前にその施設が法に定める施設基準に適合していることについて、保健所長から確認を受けなければなりません(法第 32 条)。

確認申請は、盛岡市水道法施行細則第 2 条により「確認申請書」とすることが定められています。また、添付書類は法第 33 条第 1 項及び第 4 項、規則第 53 条に定められています。

申請書の**記載事項に変更**が生じた場合は
速やかに保健所長に届け出なければなりません

申請者の住所、氏名(会社や組合の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名)、水道事務所の所在地に変更があった場合は速やかに届け出る必要があります(法第 33 条第 3 項)。

施設基準

専用水道施設は**施設基準に適合**

していなければなりません

確認を受ける際にもチェックされることですが、使い始めてからも法第 5 条に定める施設基準を守らなければなりません（法第 5 条、水道施設の技術的基準を定める省令）。施設基準は一般的事項から取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の施設ごとに細かく定められています。

工事の終わった施設を使って**給水を始める**

前に検査を行い**保健所長**への届出が必要です

新たに設置した水道施設や増設・改造を行った水道施設は、**給水開始前に**水質基準項目（51 項目）及び消毒の残留効果の検査と浄水能力・消毒能力、流量、圧力など施設検査を行った結果を、保健所長に届出なければなりません（法第 13 条、規則第 10 条及び第 11 条）。また、この検査結果は 5 年間保存しておかなければなりません（法第 13 条第 2 項）。

なお、給水開始前届出の様式は盛岡市水道法施行細則第 3 条に定められています。

水道技術管理者を置かなければなりません

専用水道設置者は、**資格を持った水道技術管理者**を置かなければなりません（法第34条第1項で準用する法第19条第1項、令第7条、規則第14条）。ただし、一日最大給水量が**1000 t 以下**の専用水道で**消毒設備以外に浄水施設がなく、かつ、自然流下で給水できるもの**の場合、水道技術管理者は有資格者でなくとも構いません（有資格者でなくとも水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありませんので注意してください）。

必要となる資格は学歴と水道技術の実務経験年数により次のとおりとなります（1日最大給水量が1000 m³以下の場合）。

- (1) 法第12条第2項に定める水道の敷設工事の監督の有資格者
- (2) 大学の工学（土木工学を除く）、理学、農学、医学、薬学の卒業者（経験年数2年）
- (3) 短大、高等専門学校、旧制専門学校で(2)の学科の卒業者（経験年数3年）
- (4) 高等学校、中等教育学校、旧制中学校で(2)の学科の卒業者（経験年数4年）
- (5) (1)～(4)に該当しない者（経験年数5年）
- (6) 大学の工学、理学、農学、医学、薬学以外の卒業者（経験年数2.5年）
- (7) 短大、高等専門学校、旧制専門学校で(6)の学科の卒業者（経験年数3.5年）
- (8) 高等学校、中等教育学校、旧制中学校で(6)の学科の卒業者（経験年数4.5年）
- (9) 厚生労働大臣が認定する講習を終了した者（経験年数不問）

1日最大給水量が1000 m³を超える場合は、上記年数の2倍の期間が要件となります。

水道技術管理者は自らまたは他の職員を監督して
定められた**技術上の業務を担当**しなければなりません

水道技術管理者は、

- ① 水道施設が法第 5 条の施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 法第 13 条の給水開始前の水質検査及び施設検査
- ③ 給水装置の構造、材質が法第 16 条の基準に適合しているかどうかの検査
(令第 5 条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)
- ④ 法第 20 条に定める定期及び臨時の水質検査
検査の内容などは p. 6 を参照ください。
- ⑤ 法第 21 条に定める水道業務従事者の健康診断
健康診断の検査項目などは p. 7 (上段) を参照ください。
- ⑥ 法第 22 条に定める衛生上の措置
衛生上の措置の内容は p. 7 (下段) を参照ください。
- ⑦ 法第 23 条第 1 項に定める給水の緊急停止
給水する水が健康を害する恐れがある場合は給水を停止して関係者に周知
- ⑧ 法第 37 条に定める給水停止
保健所長の給水停止命令に従って行う給水停止

等の業務を担当します。資格者がいない場合は外部に委託することも可能ですが、受託する水道技術管理者が、本来の業務も含め受託した業務も無理なく履行できる必要があります。また、法律では水道技術管理者を設置した場合に届出の義務づけはありませんが、盛岡市では届出するようお願いしています。

水質検査

定期的に水質検査を行わなければなりません

毎日検査（色、濁り、消毒の残留効果）

毎月検査（11 項目）

3 ヶ月に 1 回の検査（40 項目）

専用水道設置者は、定期的に水質検査を原則として給水栓で行い、結果を **5 年間保存**しておかなければなりません（法第 34 条第 1 項で準用する法第 20 条）。

毎日検査、毎月検査は検査を省略したり、回数を減らしたりすることはできません。

3 ヶ月に 1 回の検査項目の中には、過去 3 年間の検査結果が基準値の $1/5$ 以下あるいは $1/10$ 以下であり、水源の汚染源の状況から水源水質が大きく変わる恐れが少ないときは、年 1 回又は 3 年に 1 回まで**検査回数を減らす**ことができる項目があります。

3 ヶ月に 1 回の検査項目の中には、過去（少なくとも連続した 5 年以上）の検査結果が基準値の $1/2$ 以下で原水、水源、周辺の状況を勘案して検査の必要がないことが明らかな場合は、その項目の**検査を省略**（検査自体をしない）することが出来る場合があります（ただし、3 年に 1 回程度は確認のために検査をするよう通知がでています）。

どの項目がどういう条件で検査回数を減らしたり検査を省略できるのかは資料のチェックシートを参照してください。

水質検査は**民間の検査機関**に委託できます

自ら水質検査ができない場合は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託することができます（法第 20 条第 3 項）。県内に事務所を構える登録検査機関は p.16 のとおりです。

健康診断

定期的に**健康診断（検便）**を受けなければなりません

専用水道設置者は、水道施設において業務に従事している者及び水道施設の構内に居住している者について、概ね 6 ヶ月に 1 回、病原体が便に排せつされる感染症の患者の有無を検査しなければなりません（法第 34 条第 1 項に置いて準用する法第 21 条、規則第 16 条）。

検査は赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象として、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うこととされています（H15 健水発第 1010001 号厚生労働省水道課長通知）。

感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意してください（同通知）。

衛生上の措置

衛生上の措置

（水道水の**消毒**や施設の**清潔保持**など）

蛇口での遊離**残留塩素 0.1mg/L 以上**

を心がけてください

専用水道設置者は、施設を常に**清潔に保ち**、人畜がみだりに立ち入ることができないように**柵の設置や施錠**をし、水が汚染されないようにしなければなりません。

また、給水栓における遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上（結合残留塩素の場合は 0.4mg/l 以上）を保つよう、塩素消毒をしなければなりません（法第 34 条第 1 項において準用する法第 22 条、規則第 17 条）。

緊急給水停止

供給する水が**人の健康を害する恐れ**がある場合は

直ちに給水を停止し

関係者に危険を通知しなければなりません

専用水道設置者は、専用水道から供給する水が人の健康を害する恐れがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し危険を関係者（利用者、保健所など）に周知しなければなりません（法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条）。

第三者委託

水道の管理に関する技術上の業務を

第三者に委託できます

委託した場合は遅滞なく**保健所長に**

届け出なければなりません

専用水道設置者は、技術上の業務を他の水道事業者や業務を適正確実に行う経理的・技術的基礎を有する者に委託することができ、委託した場合は保健所長に届け出なければなりません（法第 34 条第 1 項に置いて準用する法第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項）。

この委託は水道法上の責任を伴う包括的な委託であり、例えば機器の保守管理のみを委託するような私法上の委託とは異なります（このような私法上の委託の場合は保健所長への届出は不要です）。技術上の観点から一体として行われなければならない業務は一つの業者に委託しなければなりません（令第 9 条第 1 号）。

また、受託者は通常の水道技術管理者と同じ資格を持つ水道技術管理者を置かなければなりません（法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 3 項）。

報告徴収

保健所長は専用水道設置者に対して
工事の施工状況や管理の状況について
立入検査や報告徴収をすることができます

保健所長は、工事や管理の適正を確保するため専用水道設置者に報告を求めたり、施設に立入検査を行うことができます（法第 39 条第 2 項）

実際に専用水道施設の管理状況についてアンケートや問い合わせを行うことがあります。また、水道統計調査で年 1 回、専用水道の現況を調査しています。

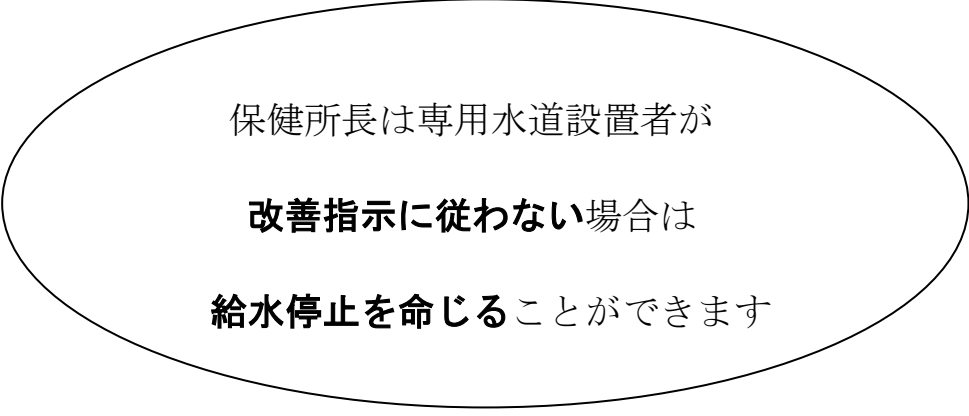
改善の指示

保健所長は専用水道設置者に
施設の改善を指示したり、
水道技術管理者の変更を
勧告することができます

保健所長は、専用水道施設が施設基準に適合せず、使用者の健康を守るために必要と認めるときは施設の改善を指示することができます（法第 36 条第 1 項）。

また、水道技術管理者が職務を怠っており、警告してもなお継続して職務を怠った場合は、専用水道設置者に対して水道技術管理者を変更するよう勧告することができます（法第 36 条第 2 項）。

給水停止命令



保健所長は専用水道設置者が
改善指示に従わない場合は
給水停止を命じることができます

保健所長は、専用水道設置者が法第 36 条の定めによる改善指示や勧告に従わず、そのまま給水を継続させると利用者の利益を阻害すると認めるときは、給水を停止すべきことを命じることができます（法第 37 条）。

罰 則

3 年以下の懲役または 3 0 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 2 条）

- ・ 法第 2 3 条第 1 項違反（供給する水が人の健康に被害を及ぼす恐れがあるにもかかわらず給水を停止せず、関係者に周知しなかった）

1 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 3 条）

- ・ 法第 1 9 条第 1 項違反（水道技術管理者を設置しなかった）
- ・ 法第 3 7 条違反（保健所長の給水停止命令に従わなかった）

1 0 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 4 条）

- ・ 法第 2 0 条第 1 項違反（水質検査を実施しなかった）
- ・ 法第 2 1 条第 1 項違反（健康診断を実施しなかった）
- ・ 法第 2 2 条違反（施設の清潔保持、人畜侵入防止の措置、塩素消毒をしなかった）
- ・ 法第 3 2 条違反（保健所長の確認を受けずに専用水道の工事をおこなった）

3 0 万円以下の罰金となる事項（法第 5 5 条）

- ・ 法第 2 4 条の 3 第 2 項違反（業務委託の届出を保健所長に出さなかった）
- ・ 法第 3 9 条第 2 項違反（保健所長の行う報告徴収や立入検査を拒んだり、報告しなかったり、虚偽の報告をした）

通 知

通知とは、法律の運用について厚生労働省の考え方を具体的に示したものです。法律と違い罰則の適用はありませんが、法律を守る上で必要となることや参考となることが盛り込まれています。水道法関係だけでも多くの通知がありますが、重要と思われるものを解説します。

塩素消毒でも死なない病原性原虫 クリプトスポリジウムやジアルジア の汚染に気をつけましょう

塩素消毒でも死なないクリプトスポリジウムやジアルジアなどの原虫は北上川などでも見つかっています。これらの原虫は、人間を含む動物の消化器内で繁殖し糞便と共に排出されます。したがって、人間を含む動物のし尿やこれを処理した排水が流れ込む川などは、これらの原虫に汚染されている可能性があります。

この原虫が感染すると腹痛を伴う水様下痢が3日から一週間続き、嘔吐や発熱を伴うこともあります。

国からの通知の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」では、水源ごとに汚染の恐れをレベルごとに判断し、対策を講ずるよう定めております。

【リスクレベルと対策等】

リスク レベル	原水の種別等	対策	クリプトスポリジウム等の検査頻度			
			対策済みの場合		未対策の場合	
			クリプトスポ リジウム等	指標菌 (大腸菌及び 嫌気性芽胞菌)	クリプトスポ リジウム等	指標菌 (大腸菌及び 嫌気性芽胞菌)
レベル 4	地表水である原水から指標菌が検出されている場合	(a)ろ過地の出口濁度を0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備 (b)ろ過設備及び紫外線処理設備	水質検査計画に基づき検査	水質検査計画に基づき検査	1 回/3 月以上	1 回/1 月以上
レベル 3	レベル 4 に該当しない、伏流水、井戸水であって、原水から指標菌が検出されたことがある場合	(a)ろ過地の出口濁度を0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備 (b)紫外線処理設備				
レベル 2	原水から指標菌が検出されていない場合	—	—	1 回/3 月以上	—	1 回/3 月以上
レベル 1	被圧地下水のみを取水しており、かつ、原水の水質検査結果から地表水が混入していないことが確認できる井戸	—	—	1 回/年（大腸菌、トリクロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）	—	1 回/年（大腸菌、トリクロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）
			1 回/3 年（井戸内部の撮影等による状況等の点検）			

水源の水についても

年 1 回は全項目検査を実施して

水源の状況把握に努めましょう

国からの通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」では、全ての水源について水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査（消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味の 12 項目を除く 39 項目）を実施し、記録を保存することとしています。水源の水質悪化は浄水の水質悪化に繋がります。クリプトスポリジウム汚染の恐れも含めて、水源の検査は転ばぬ先の杖です。

水質検査結果が

基準を超えたり、基準を超えそうになった場合は

保健所に知らせてください

盛岡市では、水質基準に不適合となった場合のほか、水質基準の 70%を超えた場合についても報告をいただくこととしています（基準の 70%を超えた場合は、汚染が進行している可能性があるとの理由です）。

これらのデータは水源や浄水施設の異常を示すものですので、素早い対応のためにも報告をお願いします。

水質事故や災害により水質異常が

発生した場合も保健所に知らせてください。

消毒薬として使用される

次亜塩素酸ナトリウムの**適正購入**

適正保管に努めましょう

国からの通知「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」では、次亜塩素酸ナトリウムの購入時に臭素酸の含有量を確認することや、長期間の保管及び高温での保管を避けるよう定めています。

次亜塩素酸ナトリウムを高温下で長期間保管すると、塩素酸や臭素酸が生成されたり、消毒能力が低下しますので、適正な保管管理をお願いします。

石綿セメント管など、

水道施設に石綿を使用している場合は、

計画的に代替作業を行い、石綿の使用状況等を

代替作業を行う者に通知しなければなりません

国からの通知「石綿障害予防規則の施行について」では、石綿撤去作業等における石綿ばく露防止対策について定めています。

事業者は、石綿が建材として使用されている水道関係施設や、石綿セメント管などは、計画的に代替する必要があります。また、代替や解体に従事する作業員の石綿ばく露を防ぐためにも、石綿の使用状況について作業員に通知するよう努めなければなりません。

(参考) 法第 20 条第 3 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

(岩手県内に検査を行う事業所を置く検査機関)

名称	住所	電話番号
株式会社 江東微生物研究所 盛岡営業所	矢巾町流通センター南三丁目 2 番 17 号	019-614-0127
株式会社 大東環境科学	矢巾町大字広宮沢 1 番 265	019-698-2671
エヌエス環境株式会社	盛岡市みたけ四丁目 3 番 33 号	019-643-8911
日鉄環境株式会社	釜石市鈴子町 23 番 15 号	0193-22-2141
株式会社 EYS	奥州市水沢中上野町 11 番 41 号	0197-47-5471
	奥州市水沢字高屋敷 24 番地 1	0197-24-4244
一般財団法人岩手県薬剤師会検査センター	盛岡市上堂三丁目 17 番 37 号	019-641-4401